

最上小国川鮎釣り甲子園大会実行委員会設置要綱

(名称)

第1条 この会は、最上小国川鮎釣り甲子園大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、最上小国川鮎釣り甲子園大会（以下「大会」という。）の開催に必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会の開催に必要な企画、準備及び運営に関すること
- (2) 関係機関及び団体との連絡調整等に関すること
- (3) その他大会の開催に必要な事項に関すること

(組織)

第4条 実行委員会は、会長、委員及び監事をもって組織する。

- 2 会長は、最上小国川清流未来振興機構本部長をもって充てる。
- 3 委員及び監事は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第5条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。
- 3 監事は、財務及び会計を監査する。

(任期)

第6条 会長、委員及び監事の任期は、第13条の規定により実行委員会が解散することとなる日までとする。

(会議)

第7条 実行委員会の会議（以下「総会」という。）は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、会長はその議長となる。
- 3 総会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 4 総会の議事は、議長以外の出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員は、やむを得ない場合は、代理者を出席させることができる。
- 6 会長は、必要に応じて、委員以外の者に総会への出席を求めることができる。

(議決事項)

第8条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 決算及び事業報告
- (3) その他会長が特に必要と認める事項

(会長の専決処分)

第9条 会長は、緊急を要し総会を招集する時間的余裕がないと認めるときは、前条各号に掲げる事項を専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、会長は、これを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

(事務局)

第10条 実行委員会の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局は、最上町、舟形町、小国川漁業協同組合及び最上総合支庁で組織する。

(庶務)

第11条 実行委員会の庶務は、最上総合支庁総務企画部総務課連携支援室において処理する。

(経費)

第12条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(解散)

第13条 実行委員会は、第2条の目的を達成したときは、総会の議決を経て解散する。

2 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、最上小国川清流未来振興機構に帰属するものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月15日から施行する。

別表（第4条関係）

役職	所属	職名
委員	最上町	町長
	舟形町	町長
	小国川漁業協同組合	代表理事組合長
	最上総合支庁	総合支庁長
監事	最上町	教育長
	舟形町	教育長